

社会福祉法人周南市社会福祉協議会
周南市徳山社会福祉センターバス管理運行細則

改正 平成19年8月7日・平成30年1月29日

1 目的

この細則は、周南市徳山社会福祉センターバス（以下「センターバス」という。）管理運行要領に基づき、社会福祉法人周南市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施するセンターバス運行事業の取扱いその他について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 管理・運行

- (1) センターバスは、センターに配置し管理・運行するものとする。
- (2) 周南市徳山社会福祉センター（以下「センター」という。）においては、センターバスの運行の円滑を図るため、運行計画表（別記第1号様式）を備え付け、常時整理しておかなければならない。
- (3) センターバスには、運行管理表（別記第2号様式）を備え付け、運行の都度所要事項を記入しなければならない。
- (4) センターは、毎月運行管理表により、周南市福祉事務所に運行結果を報告しなければならない。

3 使用の手続

センターバスを使用する者又は団体は、あらかじめ使用許可申請書（別記第3号様式）を本会会長に提出し、許可（別記第4号様式）を受けなければならない。ただし、緊急を要すると認めた場合はこの限りではない。

一部改正（平成19年8月7日）

4 運転手の責務

センターバスの運転手は、車輛並びに付属品の使用については法規を遵守し、安全運転と事故防止につとめるとともに、車輛並びに付属品の使途に注意を払わなければならない。

5 秘密の保持

運転手並びに運行業務に関係する者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

6 その他

この細則に定めるもののほか、管理運行に関して必要な事項は、本会会長が定める。

附 則

この細則は、公布の日から施行し、平成15年4月21日から適用する。

附 則（平成19年8月7日）

この細則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年1月29日）

この細則は、公布の日から施行する。